



Eldonas: Kou MUKAI  
1-6, 1-1307, ASAHIHACHI, ABENO, OSAKA, Japanio.

28, May '86 No. 302

マイオレ 週刊

大阪市あべの区旭町1-6, 1-1307 高1井 産



# ウワア！ 御名御靈事件「国賠訴訟」 完全勝利したぞ！

## 1. 王政 國と大阪府は万歳を松之

1986年5月1日。大阪地裁8時開廷。原告が敗訴。  
原告の一辻・警備課長・神佐の警部・吉村への反対聲  
で、「御名御靈や、宮内をから意見もやきましせば」と訴え  
て、原告が「本件は偽造によるものであつた」と主張す  
ると原告から、「勝訴ならかしこ」と思つてござ  
るの。何しろ國と大阪府を相手の「国賠」、それに勝つな  
くて知りつかないからと聞いて、やはり「イヤイヤ？」  
万一の時は松下電「アーッ敗けた敗けた」に  
匹敵する如きでも「とひねり、など聞つてカタズをのむ  
一しゃん・ナントナント…」

『被告(即ち國・大阪府)は原告に対し3万円・立田  
のつみにたし2万・立及び支払済までの年五分の金額を支  
出し…』とこの「判決」  
だがそれにて確定して、立田してからここにこりのま、立田の  
申し立てをなつせり受付とあたつて「判決理由」。  
ウワアーやつだぞ!!

## 2. いかなる理由があつても、ウワア麗布や他の回数での 捜査差押許可状の請求・発布は、無理矢理に違反する。

『…捜査当面は本件捜査差押許可状の請求に先立つて本  
件ひの作成行為が名義棄却罪又は偽證罪に該当しないか  
検討したが、未だひの配布されてこないので、同罪の成  
立立証め難いと判断した等の事実によれば、本件許可状  
の請求は、本件ひの散布したる所を未然に防ぐことを

► 朝日新聞が一派勝利したので、約半世紀ぶりに大出く。(誰も見る者  
がこなして居し、おさらくがひかり映じて)そのおもむりと裏もじゆつ  
もひじつ止が、半田ほどで大阪くめた。とてくにかく山積して、申  
日があわたへし。九日未明でた、いつも大阪を離れていたが、な  
宣伝を行わなかったが、めったに出会える貴重な機会だ。(同日)に日共  
同行動デモと立つがつてるので(母びかくへある以上)4時以降もくは  
やからへおもははづめじよ)、デモに行かないでやひきへせし。  
► 国賠勝訴！新歓セレモジが大阪へと立つて(母易め令狀の請求と羅村  
に單獨の批判を加え、厳しく戒められた新歓とがつゆう)、これも新歓側に  
も残る画期的成果と見えるだけ。これを最初に、しま  
想意的に行われている裁判所がサクレにめしては、そ  
うの攻撃的防衛が、ひふがくわせ、と叫う。(毎日)

主たる目的として行われたものではないかと疑われるを得  
ない。

いかなる理由があつても(?)もくじの配布を予防する  
目的で捜査差押許可状を請求するには、表現の自由を保  
障し検察を禁止した憲法21条の趣旨に反し、警察官として  
の権限を逸脱したものがいることにはならない。

## 3. 嫌疑を認める資料がないのに、許可状を発付して 裁判所(即ち)は請求を認めた。

『…裁判所としとは、捜査差押許可状を發付する際には、  
それが国民の住居の平穡と財産権を侵害する性質であつて  
あるたゞに、判斷しなき事を取し、仮にも嫌疑が無じるに  
許可状を發付するなどをしてはならぬとしに勤務上の主  
意義務がある。』と、大阪地方裁判所裁判官高山美和彦は、  
これに付して捜査を認める資料が無しのに本件許可状を發  
付したのであるから、同裁判所には過失がある。従つて國  
は、過失によつて發付された右許可状に鑑(キ)れた本件捜  
索差押によって出かれたの様に損害を賠償する義務がある。』

## 4. 捜査を認めたうらの請求を拒んで、許可状請求をし た裁判官(大阪府)には過失がある。

『…大阪府警本部立場の河井監察官として、裁判官  
に対して許可状の發付を請求する際には、可能な限り任意  
捜査を終じた後に、なお犯罪の嫌疑がない、かつその必要  
性がある場合のみそれを行ひべき)は義務があるといふ。  
大阪府警本部の警部・吉村(ミヤケ)は、向ひ犯罪の  
嫌疑を認めぬことの資料がないのに本件許可状の發付を

請求したのであるが、吉村には過失がある。」

5・本件許可状の請求及び發付は、表現の動に対する侵害行為であつて、本件行為の違法性は、決して、軽くはない。」

「原告向井本人尋問の結果によれば、本件ビラは原告向井が作成し、同原告がその表現活動として散布する予定であったことが認められる。本件許可状の請求及び發付は、原告向井の表現活動に対する侵害行為であつて、しかも原告向井の表現活動を事前に防止することを目的としたなされたものである疑いが強く、本件行為の違法性は大したものであります。」

「おやりましょ」と云つてお手。にて期待。大分かち。▼忙しくて「イオ」「なかなか出せない。▼電話が全員各回がジャーン。と思ふとお開から電話「おめでとうございます」。お達人さん。こんなことをされてはいけない。」

原告向井の右表現活動に対する侵害行為であることを明確に示す。

▶テレビでも、TBS系・朝日・他が26日全国ネットで流された。

## 天皇風刺ビラ差し押さえ

「表現の自由」侵す

地裁 大阪 国・大阪府に賠償命令

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

天皇陛下を風刺したビラをつくり、刑法二六四条の御名御墨（ぎょめいぎよじ=天皇の署名と印）偽造容疑で大阪府警の家宅捜索を受けた大阪市阿倍野区旭町一、詩人安田長久さん（五〇）一人が、「ビラはパロディーに過ぎず、搜索、押収は違法」として、国、大阪府を相手取り、百十五万円の国家賠償を求めていた裁判の判決が二十六日、大阪地裁民事十九部で言い渡された。河田裁判長は原告側の訴えをほぼ認めて国、府に計六十五万三千円を支払うよう命じ、令状を請求した府警に対しては「捜索はビラ配布を予防するため行われた疑いがあり、憲法の表現の自由を侵害している」と厳しく指摘。令状を出した裁判官にも「容疑を認める資料がないのに、令状を発付した過失がある」と異議の指摘を加え、安易な令状請求、発付に責任を負ふとした。

## 陛下を風刺のビラで捜索

### 「安易な令状」と裁判官批判

天皇陛下を風刺したビラをつくり、刑法二六四条の御名御墨（ぎょめいぎよじ=天皇の署名と印）偽造容疑で大阪府警の家宅捜索を受けた大阪市阿倍野区旭町一、詩人安田長久さん（五〇）一人が、「ビラはパロディーに過ぎず、搜索、押収は違法」として、国、大阪府を相手取り、百十五万円の国家賠償を求めていた裁判の判決が二十六日、大阪地裁民事十九部で言い渡された。河田裁判長は原告側の訴えをほぼ認めて国、府に計六十五万三千円を支払うよう命じ、令状を請求した府警に対しては「捜索はビラ配布を予防するため行われた疑いがあり、憲法の表現の自由を侵害している」と厳しく指摘。令状を出した裁判官にも「容疑を認める資料がないのに、令状を発付した過失がある」と異議の指摘を加え、安易な令状請求、発付に責任を負ふとした。

天皇陛下を風刺したビラをつくり、刑法二六四条の御名御墨（ぎょめいぎよじ=天皇の署名と印）偽造容疑で大阪府警の家宅捜索を受けた大阪市阿倍野区旭町一、詩人安田長久さん（五〇）一人が、「ビラはパロディーに過ぎず、搜索、押収は違法」として、国、大阪府を相手取り、百十五万円の国家賠償を求めていた裁判の判決が二十六日、大阪地裁民事十九部で言い渡された。河田裁判長は原告側の訴えをほぼ認めて国、府に計六十五万三千円を支払うよう命じ、令状を請求した府警に対しては「捜索はビラ配布を予防するため行われた疑いがあり、憲法の表現の自由を侵害している」と厳しく指摘。令状を出した裁判官にも「容疑を認める資料がないのに、令状を発付した過失がある」と異議の指摘を加え、安易な令状請求、発付に責任を負ふとした。

## 裁判所と警察は賠償せよ

天皇風刺ビラ事件

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

三

## 検察令状は

天皇風刺ビラ事件

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

## 違法と判決

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」

（付記）この事件一切のてん末記録「御名御墨跡み絵ビラ事件全集」B596頁及び現物ビラ等資料希望の方は送付料を請求して郵便にて申込ください。本件は全体からみればわずかな枚数であること等の事情を考慮すれば、原告らの慰謝料としては、原告向井につき10万円が相当である。」